

なければならない。

2 町長は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、広く町民の参画の機会を確保しなければならない。

3 町長は、総合計画を実施するに当たっては、透明性を確保し、適切に進行管理を行うとともに、進捗状況を町民に公表しなければならない。

4 町長等は、他の重要な計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(財政運営)

第15条 町長は、財政状況を的確に把握し、中長期的な視点で予算編成を行うとともに、効率的かつ効果的な施策の展開を図ることにより、健全な財政運営に努めなければならない。

2 町長は、財政運営の状態を的確に分かりやすく町民に公表しなければならない。

(行政評価)

第16条 町長等は、総合計画等に基づいた施策の成果、達成度及び問題点を明らかにするため、行政評価を実施しなければならない。

2 町長は、行政評価の結果を的確に分かりやすく町民に公表するとともに、施策、事業等に適切に反映するよう努めなければならない。

(危機管理)

第17条 町は、町民の安全で、安心な暮らしを確保するため、常に不測の事態に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、町民及

び地域コミュニティとの連携を図らなければならない。

第6章 情報の公開及び共有

(情報の公開及び共有)

第18条 町は、町民の知る権利を尊重するとともに、町民の町政への参加及び協働を促進するため、町政に関する情報を積極的かつ分かりやすく公表し、又は提供しなければならない。

2 町は、町民の意見及び要望等並びに地域課題を把握し、町民との情報の共有を図らなければならない。

3 情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(説明責任及び応答責任)

第19条 町長等は、政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程において、町民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

2 町長等は、町民の意見、要望及び苦情等の申立てに対して、速やかに事実関係を調査し、それに応答しなければならない。

(個人情報の保護)

第20条 町は、個人の権利及び利益を保護するため、町が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項は、別に条例で定める。

第7章 参画及び協働

(町民参画の推進)

第21条 町長等は、幅広い町民の参画を得てまちづくりを推進するため、政策

の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

2 町長等は、まちづくりへの参画に関する町民の意思、意見及び要望等を尊重し、適切に対処しなければならない。

(男女共同参画の推進)

第22条 町民及び町は、社会のあらゆる分野で男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、個性と能力が発揮できるよう、男女共同参画を推進しなければならない。

2 男女共同参画の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(子どもの参画推進)

第23条 子どもは、自治の主体の一員として、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参画することができる。

2 町民及び町は、子どもが安全かつ健全に成長できる環境を整えなければならない。

3 町民及び町は、子どものまちづくりへの参画を積極的に推進しなければならない。

(参画の対象)

第24条 町長等は、政策の形成及びその実施過程への町民の参画を保障するため、次に掲げるものうち町民の生活に重要な影響を及ぼすものについては、町民に意見を求めなければならない。

- (1) 計画の策定、変更又は廃止
- (2) 条例の制定、改正又は廃止
- (3) 施策の実施、変更又は廃止

(参画の方法)

第25条 町長等は、町民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査及び公聴会等の開催その他適切な方法により実施するものとする。

2 町民に意見を求めることに関し必要な事項は、別に定める。

(協働の推進)

第26条 町民及び町は、次に掲げること

を基本とし、情報の共有の下に協働によるまちづくりを推進するものとする。

(1) 対等な社会の構成員として、相互の自発性及び自主性を尊重するとともに、相互の役割を認識し、理解を深めること。

(2) 目的を共有するとともに、まちづくりの計画、実施、評価及び見直しの過程において相互の意見及び行動を反映させ、その成果を公表すること。

2 町は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、町民活動の自発性を尊重し、支援するよう努めなければならない。

第8章 住民投票

(住民投票の実施)

第27条 町長は、町政に関わる重要事項について、広く町民の意思を把握するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

3 町民及び町は、住民投票の結果を尊重しなければならない。